

## 議会基本条例(案)に対する ご意見、パブリックコメントありがとうございました。

こちらへの掲載は一部です。詳しくはホームページをご覧ください。  
ファックスの送付もできます。お問い合わせは議会事務局（0261-85-0725）まで。

ご意見・ご提案の概要	議会としての考え方・回答
①前文は必要か。	①前文は、基本条例制定に向けての経過と決意を示しています。一部修正しました。
②第6条 「広い見地から」のあとに「情報を収集し、見識を深め、」を加える。	②検討の結果記述を修正しました。
③第7条2の「ように努める。」はトル。ここは努めることではない。議員でいるうちは、受益団体代表は辞退すること。	③検討の結果、記述を修正しました。
④基本条例は、とにかく住民が中心だということが分かりにくい。	④第3章で、村民と議会の関係で再検討し、記述を一部修正しました。
⑤身体障がい者についての項目がない。第3章は本丸だと思っている。住民と議会の関係だけではなく、いったいこの条例で何を住民と関わってやるのかが書かれているのが第3章。すごく大切なはずなのに貧弱だ。	⑤具体的な取り組みとして、要約筆記席の確保と、白馬村社会福祉協議会を通じ、「議会だより」を音訳していただくボランティア団体(声のポケット)等の協力により配慮していますので、記述は行いません。
⑥要望とか陳情書を出したときに、議員と話せる時間を作るような条文を入れてほしい。	⑥条例第8条3項に規定しています。
⑦傍聴者には議員の持っている資料、または同等の資料を配るべきでは。それを条例に書いてほしい。	⑦議会基本条例の第11条第2項に記載のとおり、個人情報等を考慮・検討し資料の提供に努めます。
⑧第13条（村長等との関係）これは大変重要な条文。単に緊張感のある関係を保持しただけでは違和感がある。「村長等と一定の距離を保ち、緊張感をもって向き合い、」としてもらいたい。	⑧「緊張感を持って向き合い」の中に一定の距離が保たれていると判断し、原文の通りとしました。
⑨論点、争点、明確化方式のところで、反問権ではないけれども、反問権に近いものを村長に問うものなのか。	⑨第14条で、論点と争点の明確化することで、具体的な答弁を得るもので、反問権ではありません。
⑩第14条2 一問一答方式の件。未だ本当の一問一答になっていない。長すぎる答弁。それで時間を潰すという作戦。聞いていてうんざりする。	⑩貴重なご意見として参考にします。
⑪ホームページを見ることができない人もいるため、紙媒体で全住民に伝わるような方法を考えなければならないと思う。	⑪第22条で、広報の充実として取り組みたいと考えます。
⑫議会改革によって、議会がどう変わったのか検証していく必要があると思う。	⑫第30条で、条例の検証と改正の検討を常に行います。
⑬学校の生徒が議会傍聴をやるようなことをしてほしい。若い人たちの意見の吸い上げも重要だと思う。	⑬必要であり検討したいと考えます。条例への記述は行いません。
⑭住民の意見収集をもっと早くやって欲しかった。周知方法に問題があるのではないか。なぜ作成するプロセスの中でできないのか。徹底的な情報開示をしてほしい。	⑭委員会を幾度となく重ね、今回の意見交換会を開催することとなりました。今後の貴重なご意見として参考にします。